

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は経営理念「味覚とサービスを通して都会生活に安全で楽しい食の場を提供する」を共有の志とし、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るとともに、健全性及び透明性を高めることが重要な経営課題であると考えております。

そのため、お客様第一に、株主はじめ、従業員、お取引先、地域社会等、様々なステークホルダーの皆様との協働により、信頼を高め、良好な関係の維持発展に努めるとともに、適切な情報の開示・提供に積極的に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

「コーポレートガバナンス・コードに伴う当社の取り組み」を策定し、当社ホームページにて公表しております。

(1) 政策保有株式

当社は、相互の事業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、また営業活動の円滑化、資金調達、原材料の調達など経営戦略の一環として政策的に必要とする企業の株式を保有しております。また、主要な政策保有株式に関しては、取締役会において、その保有の目的および合理性を每期検証いたします。

保有する株式の議決権については、投資先の経営方針を尊重した上で、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する提案であるかどうか総合的に判断して行使いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
岸野 禎則	3,160,000	39.16
柏野 雄二	1,480,000	18.34
株式会社誠香	875,200	10.84
株式会社久世	64,000	0.79
サントリー酒類株式会社	64,000	0.79
森永乳業株式会社	64,000	0.79
日清オイリオグループ株式会社	64,000	0.79
UCCホールディングス株式会社	64,000	0.79
株式会社みずほ銀行	48,000	0.59
株式会社SBI証券	37,166	0.46

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期	4 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	3 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小川 一夫	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小川 一夫		過去一度も当社勤務の実績がない	公認会計士として長年培ってきた豊富な知識や経験および他社での社外監査役としての経験が経営の透明性および公正性を高めると判断したため

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人が緊密な連携体制の基、四半期ごとの定期的情報交換の他、適宜意見交換を行い、監査の実効性ならびに効率性の向上に努めております。また社長直属の監査室(3名)を設置しており、監査役は内部監査状況について全件報告を受ける他、適宜意見交換・情報交換を行うなど、連携を密にして、監査役の機能強化に向け監査の実効性ならびに効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
土居 清和	他の会社の出身者													
二宮 類四郎	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土居 清和		過去一度も当社勤務の実績がない	見識に優れ、経営に関する経験が豊富なため
二宮 類四郎	○	過去一度も当社勤務の実績がない	見識に優れ、金融部門の専門的な知識及び実務経験を有しており、当社の監査機能を果たすることができるため

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

第11期定時株主総会招集通知に記載の通り、新株予約権付与対象者全員からの申し出により、平成21年7月に新株予約権は消滅しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2019年4月期における取締役及び監査役の年間報酬は次の通りであります。

取締役の年間報酬 35,499千円

監査役の年間報酬 10,500千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 取締役の報酬額

(1) 決定プロセス

各取締役の報酬額については、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、会社業績への貢献度、業績向上に向けた機能、企業価値向上への貢献、経営環境等を考慮して、取締役会にて決定します。

(2) 報酬の上限

株主総会の決議により「月額1千万円以内」としております。

2. 監査役の報酬額

(1) 決定プロセス

各監査役の報酬額については、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、常勤・非常勤の別、監査業務の分担状況、取締役報酬の内容および水準等を考慮し、監査役の協議により決定します。

(2) 報酬の上限

株主総会の決議により「月額3百万円以内」としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会において十分な意見、指摘及び質問を行うことができるように、取締役会上程議案を含む経営会議を週に一度開催し、その都度、情報提供、報告、資料の送付を行っております。取締役会の招集通知は、最低でも一週間前に通知をしており、審議時間および開催頻度は、重要な業務執行の決定および職務執行の監督の為に必要かつ十分な議論が可能になるよう設定しております。また、常勤監査役が適宜主管部門の責任者との情報交換を通じて情報収集に努め、毎月開催の監査役会で報告、連絡等を行うことによってサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は、取締役3名(うち社外取締役1名)、監査役3名で構成されております。取締役会は定例(毎月1回)の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決議、取締役からの職務執行状況や重要事項の報告を受ける等により、迅速且つ適正な意思決定のできる体制となっております。

監査につきましては、内部監査を担当する社長直属の監査室(3名)を設置し各部門、店舗の業務執行状況およびコンプライアンス状況の監査を行い、関連部門への監査報告、改善提案を通じて、業務の適正化、効率化に資する体制となっております。

監査役は3名(うち1名が常勤で、2名が社外監査役)をもって監査役会を構成しており、各監査役の独立性を確保しながら取締役の職務執行を監査する機関として、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、代表取締役社長との意見交換および監査室との連携等により、監査役の連携強化を図る体制となっております。

当社の会計監査人は東光監査法人であります。東光監査法人により会社法ならびに金融商品取引法に基づく会計監査を受けており、その監査の過程において内部統制についてのアドバイスを受けております。

当事業年度における業務執行の会計監査人は以下のとおりであります。

業務執行社員 鈴木昌也 安彦潤也

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

現在監査役3名中2名が社外監査役であり、独立・公正・客観的な立場で業務執行を監査し適法性にとどまらず経営全般について助言を行う他、監査役は、会計監査人、監査室との連携により取締役の職務執行について十分な監査機能を確保していると考えられること、加えて、2019年7

月30日開催の当社第20期定時株主総会で選任された社外取締役の客観的な観点によって、取締役会の意思決定に対する監督機能を強化し得ると考えられることから本体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会の3週間前に発送
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会を7月30日に開催
その他	第20期有価証券報告書を株主総会前の7月26日に提出。 招集通知にQRコードを付け、パソコン、タブレット、スマートフォンで招集通知の閲覧を可能としている。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト(https://www.towafood-net.co.jp)に、「投資家情報」のページを設け、下記の資料を掲載しています。 ・決算情報を含む適時開示情報(IRニュース/コーポレートガバナンスの状況他) ・月次売上高速報 ・有価証券報告書/四半期報告書 ・株主総会招集通知/株主通信	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR・PR推進室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	議決権基準日から2カ月以内に株主総会を実施し、かつ株主総会前に有価証券報告書を提出しております。
その他	当社は公正な情報開示を推進し、全てのステークホルダーに対して適宜、正確な経営情報開示を行っていく方針でございます。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、上場企業として社会的使命と責任を果たし、継続的な成長・発展を目指すため、コーポレート・ガバナンスが重要な経営課題であるとの認識に立ち、株主に対し一層の経営の透明性を高めるため、公正な経営の実現を目的として以下の基本方針に従い内部統制システムの整備・運用に努めております。

1 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 「味覚とサービスを通して、都会生活に安全で楽しい食の場を提供する」を共有の志として、法令遵守及び社会倫理の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

(2) 取締役会は、取締役および社員の職務の執行が法令および定款に適合しているかどうかを監督し、必要に応じて執行役員または主管部門の責任者から報告を受けるとともに、必要な決議、指示・指導を行う。

(3) 監査役は、取締役の職務執行を監査すると共に、執行役員およびその管轄部門の職務が法令・定款・社内規程に沿って適切に行われているかどうかを監査する。

(4) コンプライアンスに関する事項を統括する部門は、コンプライアンス体制の構築・推進を行い、取締役会及び監査役会に審議内容および活動を報告する。また、社員が直接報告する事を可能とする報告相談窓口を設置し、従業員等がコンプライアンス上の問題点を直接通報できる体制とする。なお、報告・通報を行った社員に対し、報告・通報を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止する。

(5) 監査室は、社内の組織の業務が法令・定款・社内規程に沿って適切に行われているか監査すると共に、改善を要する事項について指導を行う。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議およびその他の重要な会議における決議事項、報告事項並びに稟議決裁の情報を安全に保存・管理する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の事業に関するコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクに対し、担当取締役および執行役員は管轄する部門における対応策を準備するとともに、必要に応じて規定、ガイドラインおよびマニュアルの制定・配布、研修、マニュアルの作成などを実施する。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は、原則として毎月1回開催し、業務執行に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行の監督をすると共に、取締役から月次の業績等職務執行状況の報告を受ける。

(2) 取締役会は、各部門が担うべき職務分掌を定め、当該職務分掌に基づき会社全体の組織業務を効率的に運営する。

(3) 全取締役・執行役員による経営会議を原則として毎週1回開催し、情報の共有、職務執行状況の確認を行う。

5 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合には、速やかに取締役会と監査役会が合意する人選を行って配属する。

6 前号の使用人の取締役からの独立性および監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

前号の人選によって配属された社員は、監査役会の管理下で業務を遂行し、人事考課等についても取締役から独立した体制とする。

7 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制および報告者が当該報告をした事を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査役が求めた場合、取締役及び執行役員および従業員等は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について速やかに報告する。

(2) 取締役・執行役員および従業員等は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時には、当該事実に関する事項を速やかに監査役に報告する。

(3) 監査役は報告した取締役及び従業員等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び従業員等に周知徹底する。

8 監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行上必要とする費用の前払または債務の償還の手続きその他の職務執行について生じる費用等の請求について、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9 その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

(1) 監査役は、監査室の年次監査計画について説明を受け、その実施状況について適宜報告を受ける。

(2) 監査役および監査役会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けると共に適宜会合を待ち情報交換を行う。

(3) 取締役社長（必要に応じて、他の取締役）は、監査役と定期的な意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会勢力に対しては、排除に向けた体制を構築するとともに、不当な要求に対しては断固としてこれを拒否する。

